

議案第 36 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第30号の2の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の6、第30号の9及び第30号の10において「新築」という。)	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の6、第30号の9及び第30号の10において「増改築」という。)	72,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	126,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	168,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	203,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	269,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	411,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	542,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	720,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	955,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	1,224,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	1,628,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	2,260,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	3,008,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	3,216,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	4,284,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	3,961,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	5,270,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額

別表第 30 号の 3 の表を次のように改める。

区分	手数料の額
----	-------

対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	16,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	21,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	28,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	37,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	47,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	61,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	90,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	114,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	133,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	171,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	193,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	251,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	326,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	425,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超	新築	405,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額

え 30,000 平方メートル以内のもの	増改築	530,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	485,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	627,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額

別表第 30 号の 4 の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	9,100 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	11,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	17,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	21,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	30,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	38,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	55,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	67,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	86,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	109,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超	新築	135,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額

え 10,000 平方メートル以内のもの	増改築	173,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	221,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	285,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	265,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	343,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	310,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	393,000 円を計画に係る住宅の数で除して得た額

別表第 30 号の 6 の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	9,100 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	11,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	17,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	21,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	30,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	38,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000	新築	55,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	増改築	67,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部 分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	86,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
	増改築	109,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部 分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	135,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
	増改築	173,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部 分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	221,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
	増改築	285,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部 分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	265,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
	増改築	343,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部 分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	310,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
	増改築	393,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額

別表第 30 号の 9 の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部 分の床面積の合計が 200 平 方メートル以内のもの	新築	38,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
	増改築	51,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部 分の床面積の合計が 200 平	新築	98,000 円を計画の変更に係 る住宅の数で除して得た額

方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	増改築	131,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	156,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	208,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	320,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	428,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	587,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	784,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	1,031,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	1,377,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	1,934,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	2,583,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	2,811,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	3,754,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	3,477,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	4,644,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

別表第30号の10の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	7,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	9,300円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	12,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	16,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	23,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	35,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	62,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	58,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	78,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	105,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	140,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	187,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	175,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	234,000 円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

別表第 30 号の 19 の次に次の 1 号を加える。

(30)の 20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この号において「法」という。）に関する手数料

名称	事務の区分					金額
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「性能向上計画」という。）の認	市長が定める機関により作成された法第 30 条第 1 号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進の	法第 11 条第 1 項に規定する住宅部分（以下この号において「住宅部分」という。）のみを有する建築物（以下この号において	住戸の数が一の住宅（以下この号において「一戸建ての住宅」という。）の場合	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	6,900 円
					床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	7,400 円
					床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000 円
				共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅	床面積の合計が 2,000 平	66,000 円

定の申請に対する審査	ために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類又は市長が定める書類が添付されている場合	て「住宅建築物」という。）に係る性能向上計画である場合	以外の住宅（以下この号において「共同住宅等」という。）の場合	方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	103,000 円
				床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	165,000 円
				床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円
				床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	368,000 円
	法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分（以下この号において「非住宅部分」という。）のみを有する建築物（以下	住宅部分	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	
			床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000 円	
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,000 円	
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	
			床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	165,000 円	
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円	

		この号において「非住宅建築物」という。)又は住宅部分と非住宅部分を有する建築物(以下この号において「複合建築物」という。)に係る性能向上計画である場合		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	368,000 円
	非住宅部分			床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円
				床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円
				床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円
				床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円
				床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円
				床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円
				床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円
	その他の場合	住宅建築物に係る性能向上計画で	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	37,000 円
			共同住	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	42,000 円
			共同住	床面積の合計が 300 平方	74,000 円

			ある場合	宅等の場合	メートル未満のもの	
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	126,000 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	222,000 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	310,000 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	604,000 円
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,045,000 円
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,923,000 円
			非住宅建築物 又は複合建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	74,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	126,000 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	222,000 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	310,000 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上のもの	604,000 円

					方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,045,000 円
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,923,000 円
			非住宅部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号（以下この号において「省令」という。）第 8 条第 1 号イ（2）及びロ（2）に規定する基準による場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	93,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	158,000 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	264,000 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	339,000 円
					床面積の合計	415,000 円

					が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	482,000 円
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	644,000 円
				その他の場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	238,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	563,000 円

						もの	
						床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	689,000 円
						床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	823,000 円
						床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	935,000 円
						床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,187,000 円
建築物エネルギー消費性能向上	法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査						性能向上計画に係る住宅建築物、非住宅建築物又は複合建築物の

計 画 変 更 認 定 申 請 手 数 料						変 更 し よ う と す る 部 分 の 床 面 積 に 応 じ、建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 認 定 申 請 手 数 料 の 部 に 定 め る 金 額 に 相 当 す る 額
建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 適 合 認 定 申 請 手 数 料	法 第 36 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 に 適 合 し て い る 旨 の 認 定 の 申 請 ( 以 下 こ の 号	市 長 が 定 め る 機 関 に よ り 作 成 さ れ た 法 第 2 条 第 3 号 に 規 定 す る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 に 適 合 す る 建	住 宅 建 築 物 に 係 る 基 準 適 合 認 定 申 請 で あ る 場 合	一 戸 建 て の 住 宅 の 場 合	床 面 積 の 合 計 が 200 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	6,900 円
					床 面 積 の 合 計 が 200 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	7,400 円
				共 同 住 宅 等 の 場 合	床 面 積 の 合 計 が 300 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	12,000 円
					床 面 積 の 合 計 が 300 平 方 メ ー ト ル 以 上 2,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	28,000 円
					床 面 積 の 合 計 が 2,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 5,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	66,000 円
					床 面 積 の 合 計 が 5,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 10,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	103,000 円
					床 面 積 の 合 計 が 10,000 平	165,000 円

<p>において「基準適合認定申請」という。)に対する審査</p>	<p>建築物であると認める旨の書類又は市長が定める書類が添付されている場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物に係る基準適合認定申請である場合</p>		<p>方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>					
					<p>床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p>	234,000 円			
					<p>床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>	368,000 円			
						住宅部分	<p>床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</p>	12,000 円	
							<p>床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p>	28,000 円	
							<p>床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p>	66,000 円	
							<p>床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p>	103,000 円	
							<p>床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>	165,000 円	
							<p>床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p>	234,000 円	
							<p>床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>	368,000 円	
							非住宅部分	<p>床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</p>	12,000 円
								<p>床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方</p>	35,000 円

					メートル未満のもの	
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円
	その他 の場合	住宅建 築物に 係る基 準適合 認定申 請であ る場合	一戸建 ての住 宅の場 合	省令第 1 条第 1 項 第 2 号イ (2) 及び ロ (2) に 規定する 基準 (以 下この号 において 「仕様基 準」とい う。)によ る場合	床面積の合計 が 200 平方メ ートル未満の もの	20,000 円
					床面積の合計 が 200 平方メ ートル以上の もの	22,000 円
				その他の 場合	床面積の合計 が 200 平方メ	37,000 円

						一トル未満のもの	
						床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	42,000 円
				共同住宅等の場合	全住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	37,000 円
						床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,000 円
						床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	126,000 円
						床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	181,000 円
						床面積の合計が 10,000 平方	328,000 円

					メートル以上 25,000 平方メ ートル未満の もの	
					床面積の合計 が 25,000 平方 メートル以上 50,000 平方メ ートル未満の もの	533,000 円
					床面積の合計 が 50,000 平方 メートル以上 のもの	940,000 円
				その他の 場合	床面積の合計 が 300 平方メ ートル未満の もの	74,000 円
					床面積の合計 が 300 平方メ ートル以上 2,000 平方メ ートル未満の もの	126,000 円
					床面積の合計 が 2,000 平方 メートル以上 5,000 平方メ ートル未満の もの	222,000 円

						床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	310,000 円
						床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	604,000 円
						床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,045,000 円
						床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,923,000 円
			非住宅建築物又は複合建築物に係る基準適合認定申請	住宅部分	全住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	37,000 円
						床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メ	66,000 円

			である 場合			一トル未満の もの	
						床面積の合計 が 2,000 平方 メートル以上 5,000 平方メ ートル未満の もの	126,000 円
						床面積の合計 が 5,000 平方 メートル以上 10,000 平方メ ートル未満の もの	181,000 円
						床面積の合計 が 10,000 平方 メートル以上 25,000 平方メ ートル未満の もの	328,000 円
						床面積の合計 が 25,000 平方 メートル以上 50,000 平方メ ートル未満の もの	533,000 円
						床面積の合計 が 50,000 平方 メートル以上 のもの	940,000 円

					その他の 場合	床面積の合計 が 300 平方メ ートル未満の もの	74,000 円
						床面積の合計 が 300 平方メ ートル以上 2,000 平方メ ートル未満の もの	126,000 円
						床面積の合計 が 2,000 平方 メートル以上 5,000 平方メ ートル未満の もの	222,000 円
						床面積の合計 が 5,000 平方 メートル以上 10,000 平方メ ートル未満の もの	310,000 円
						床面積の合計 が 10,000 平方 メートル以上 25,000 平方メ ートル未満の もの	604,000 円
						床面積の合計 が 25,000 平方	1,045,000 円

						メートル以上 50,000 平方メ ートル未満の もの	
						床面積の合計 が 50,000 平方 メートル以上 のもの	1,923,000 円
				非住宅 部分	省令第 1 条第 1 項 第 1 号ロ に規定さ れる基準 による場 合	床面積の合計 が 300 平方メ ートル未満の もの	93,000 円
						床面積の合計 が 300 平方メ ートル以上 2,000 平方メ ートル未満の もの	158,000 円
						床面積の合計 が 2,000 平方 メートル以上 5,000 平方メ ートル未満の もの	264,000 円
						床面積の合計 が 5,000 平方 メートル以上 10,000 平方メ ートル未満の もの	339,000 円

					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	415,000 円
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	482,000 円
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	644,000 円
				その他の場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	238,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メ	563,000 円

						一トル未満のもの	
						床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	689,000 円
						床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	823,000 円
						床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	935,000 円
						床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,187,000 円

備考

性能向上計画の認定の申請に法第 30 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第 6 2 号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつ

ては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。